

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第50回(R7.12.11)

参考資料2

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第48回(R7.11.25)

資料7

関係団体ヒアリングの実施について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

こども家庭庁支援局障害児支援課

関係団体ヒアリングの実施について

○ 資料6の状況を踏まえつつ、令和6年度報酬改定後の状況について、関係団体ヒアリングを以下の内容で実施する。

1. 対象団体

ヒアリングを行う団体は、次ページのとおりとする。

2. 実施予定日

12月上旬

3. ヒアリング要領

(1) 書面によるヒアリング(任意提出)を原則とし、一部の団体については直接ヒアリング(対面又はオンライン)※を実施する。

※1団体あたり質疑応答を含め15分程度(団体説明:8分、アドバイザー等質疑:7分)で意見等を述べることとする。

(2) 意見等については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するものとし、以下の視点についても盛り込むこととする。

- ・視点1 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%)となっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策
- ・視点2 令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況
- ・視点3 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

(3) 資料については、本体資料に加え、当該資料の概要を作成し、電子媒体にて事前に事務局へ提出する。

(4) 当日の出席者は最大2名(介助者等を除く)とする。

(注) 令和9年度報酬改定に向けたヒアリングは、令和8年夏頃に改めて実施する。

ヒアリング団体一覧

○ 本ヒアリングは、令和6年度報酬改定による各事業所の経営状況等への影響を中心にヒアリングを行うため、下線の事業者団体についてヒアリングを実施する。

○ その他の団体(令和6年度報酬改定時のヒアリング対象団体)をについても、書面によるヒアリングを実施する(任意提出)。

(注)令和9年度報酬改定に向けたヒアリングは、令和8年夏頃に改めて実施する。

- 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
- 一般社団法人全国介護事業者連盟
- 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- 一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会
- 一般社団法人全国重症児者デイサービス・ネットワーク
- 一般社団法人全国精神障害者福祉事業者協会
- 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
- 一般社団法人全日本自閉症支援者協会
- 一般社団法人日本ALS協会
- 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
- 一般社団法人日本自閉症協会
- 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
- きょうされん
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- 公益社団法人日本精神神経科診療所協会
- 公益社団法人日本医師会
- 公益社団法人日本看護協会
- 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
- 社会福祉法人全国盲ろう者協会
- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
- 障害者自立支援法違憲訴訟団
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- 全国医療的ケアライン
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 全国社会就労センター協議会
- 全国障害者自立訓練事業所協議会
- 全国自立生活センター協議会
- 全国身体障害者施設協議会
- 特定非営利活動法人DPI日本会議
- 特定非営利活動法人就労継続支援A型事業所全国協議会
- 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
- 特定非営利活動法人全国就労移行支援事業所連絡協議会
- 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
- 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人日本失語症協議会
- 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- 特定非営利活動法人日本高次脳機能障害友の会
- 独立行政法人国立病院機構
- 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会